

一般事業主行動計画

全従業員が仕事と子育て及び介護を両立させることができ、全従業員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6年 2月1日～令和 9年 1月31日までの3年間

2. 内容

目標：子どもが生まれる際、男性従業員の休暇と育児休業取得を促進する。

<対策>

◎令和 6年 2月～ 制度の詳細に関する検討

◎令和 6年 2月～ 全体会議での全従業員への周知及び実施

目標2：令和6年2月より、全従業員の所定外労働時間を削減する為、交代制で月1回休暇取得できる制度を継続する。また、毎月水曜日はノー残業デーを設定し全従業員への周知徹底を図る。

<対策>

◎令和 6年 2月～ 制度の詳細に関する検討

◎令和 6年 2月～ 全体会議での全従業員への周知及び実施